



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次

○ 監査公表

監査公表第32号

監 査 公 表

和歌山県監査公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、和歌山市西の店7秋岡安の請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年8月27日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

第1 監査の請求

1 請求人

和歌山市西の店7 秋岡 安

2 請求年月日

平成19年6月28日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の趣旨は次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

県知事は、別紙支出一覧表記載の「広報費」及び「人件費」として政務調査費を支出した日本共産党和歌山県議団及び議員らに対し、同一覧表記載の支出金額の合計額の各金員につき損害賠償請求あるいは返還請求をせよと県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人は、和歌山県内に居住する住民である。

(イ) 日本共産党和歌山県議団及び議員

別紙一覧表記載の政務調査費を支出した者は、日本共産党和歌山県議団、及び、同会派に所属する村岡キミ子、藤井健太郎、雜賀光夫及び松坂英樹の4名の和歌山県議会議員(以下、「本件議員ら」という)である。

イ 政務調査費の受領

日本共産党和歌山県議団及び本件議員らは、平成16年度、同17年度及び同18年度の3年間に地方自治法第100条第13項、14項及び和歌山県政務調査費の交付に関する条例第3条、第4条の規定に基づき、それぞれ月額24万円の政務調査費を受領し、別紙支出一覧表記載のとおり政務調査費の一部を「広報費」及び「人件費」として支出した。

ウ 政務調査費の目的

地方自治法第100条第13項は、「議会の議員の調査研究に資するため(中略)政務調査費を交付することができる」と定め、これに基づき和歌山県政務調査費の交付に関する条例は、「和歌山県議会議員の調査研究に資するため(中略)政務調査費を交付する」と規定している。

政務調査費は、この立法趣旨に則って使用されるべきものである。

エ 本件議員らによる違法・不当な政務調査費の支出

(ア) 監査請求人は、和歌山県に居住する住民による公文書開示請求に対する開示決定通知書(和議会第92号・平成19年5月31日付、和議会第117号・平成19年6月12日付)により開示された、日本共産党和歌山県議団の会派及び所属議員分の平成16年度、同17年度及び同18年度の政務調査費収支報告書及びそれに添付された領収書等を検討した結果、日本共産党和歌山県議団及び本件議員らが支出した「広報費」及び「人件費」については、前記政務調査費の目的に反する違法・不当な支出があると考える。

(イ) 「広報費」について

a 松坂英樹議員は、日本共産党和歌山県南地区委員会発行の平成17年度の領収書①「2005年11月2日 175,000円 但 2005年6月議会報告 有田民報150,000、冊子25,000」、②「2005年11月2日 175,000円 但 2005年9月議会報告 有田民報15,000、冊子25,000」、③「2005年12月26日 300,000円 但 2005年12月議会報告臨時号2回分 150,000×2回」を添付している。

また、同議員は、平成18年度も同じように①「2006年4月11日 175,000円 但 2006年2月議会報告、パンフ作成」、②「2006年11月2日 185,000円 但 2006年6月議会報告 有田民報150,000, 冊子25,000, ビデオ10,000」、③「2007年2月1日 150,000円 但 2006年12月, 2007年1月議会報告 有田民報印刷折込代」の領収書を添付している。

これらの領収書を見る限り、広宣物の購入代金名下に自らの所属会派である日本共産党に資金を還流させたのではないかとの疑いが濃厚である。

さらに、松坂英樹議員の平成18年3月28日付けエビス印刷の領収書138,000円は「アンケート・封筒各20,000枚作成」と但し書きが記載されているが、このように大量に必要か疑問があるし現物の添付もないで、政務調査費として妥当か判断すらできない。

b 次に、日本共産党和歌山県議団及び本件議員らは、(有)機関紙宣伝センター発行の領収書を多数添付しているが、同センターは日本共産党の広宣物を専門に印刷しており、同党と密接な関係を有しているものであって、上記aで述べたと同様に印刷代金名下で政務調査費が日本共産党に資金として還流しているのではないかとの疑いが濃厚である。

また、広報費に添付された領収書の大部分は(有)機関紙宣伝センター発行のものである上、単に領収額の記載があるだけで但し書き欄が空白である。唯一雑賀光夫議員宛の2006年8月9日付け94,500円の領収書は「名刺代」とされているが、名刺が政務調査活動とどのような関係があるか疑問であるし、このような高額の名刺代が政務調査費として認められるべきではない。

c さらに、日本共産党和歌山県議団から株式会社ウイングへの振込利用明細書442,470円(平成18年12月21日付け)及び、振込受付書201,180円(平成19年2月23日)も、これだけでは、どうして広報費の支払いと言えるか全く不明である。

d また、松坂英樹議員が広報費として支出したと思われる有田民報号外(2007年2月発行)には別添のとおり「参議院比例代表は『日本共産党』と政党名で」との記載があるが、これは明らかに政治活動文書であって政務調査とは無関係である。したがって、少なくとも政務調査費として全額支出することはできず、適正に按分する必要があるが、その形跡がない。

日本共産党和歌山県議団及び本件議員らは他の広宣物についても、適正に按分したか不明である。

e 平成16年度分は領収書の添付義務がないため判然としないが、平成17年度、平成18年度と同様に広報費として違法・不当に支出された疑いが濃厚である。

f 以上のように、日本共産党和歌山県議団及び本件議員らの別紙支出一覧表記載の「広報費」として支出は、政務調査費の目的に反する違法・不当なものである。

(ウ) 「人件費」について

a 日本共産党和歌山県議団及び本件議員らは、事務所費をほとんど計上していないにもかからず、多額の人件費を支出しており、極めて不自然である。

b 日本共産党の参議院和歌山選挙区の予定候補とされているKは、2000年から日本共産党の和歌山県議団事務局長であることから、その人件費が本件政務調査費から支出されていると推測される。

和歌山県政務調査費運用の手引きによれば、「人件費における政務調査費の充当額の算

出については、雇用者の勤務実態に合わせるものとし、勤務実態が政務調査とその他の業務の双方が併存している場合は、政務調査にあたる従事割合を勘案して按分により政務調査費の充当額を算出するものとする」と定めている。

仮に、前記Kの人事費が政務調査費から支出されているとすれば、政党事務局長であるKに支払われている以上、目的外支出の部分が存することは明らかであり、当然按分されてしまうべきであるが、そのような処理がなされているか全く不明である。

c いずれにしろ、多額の人事費が日本共産党和歌山県議団及び本件議員らによって支出されていることが明らかであるところ、上記bで述べたようにその支出が政務調査活動の実態に即して適正に按分されているかどうか極めて疑わしい。

なお、日本共産党和歌山県議団の支出する人事費は、平成16年度は355,593円、平成18年度は99,983円と少額であるのに、社会保険料も支出されたとの記載が收支報告書にあり不自然である。

d よって、日本共産党和歌山県議団及び本件議員らの別紙支出一覧表記載の「人事費」として支出は、政務調査費の目的に反する違法・不当なものである。

第2 住民監査請求書の受理

本件請求のうち、平成18年度政務調査費にかかるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成19年7月14日に受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

平成18年度政務調査費のうち、請求書記載（別表）の議員、元議員及び会派の広報費、人事費の支出について監査対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局

3 委員の辞退について

前芝雅嗣委員と浅井修一郎委員の両監査委員は、本件請求の対象となっている支出については、直接の利害関係者ではないが、監査の客觀性・公平性の観点から本件監査を辞退したい旨申出があり、当該申出を適当と認めたため、本件監査には関与していない。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成19年7月20日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、次の資料を提出するとともに、住民監査請求書で述べた趣旨について補足説明を行った。

（提出資料）

日本共産党和歌山県議団の政務調査費の公開について

5 監査の経過

住民監査請求書及び陳述等の内容により、県議会事務局を監査対象機関とし、事情聴取及び監査を実施した。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求のうち、平成18年度政務調査費に係る部分については棄却し、その他の部分は却下する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法、条例、規則等の照合及び関係書類等の調査、監査対象

機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

(1) 請求の要件審査

本件は平成16年度、平成17年度及び平成18年度の政務調査費についての監査請求である。

請求書が提出されたのは、平成19年6月28日であり、平成16年度及び平成17年度については、それぞれ、支出及び確定（平成17年度分の確定日は平成18年5月11日）が済んで1年以上経過しており、この両年度の監査請求を認めるには、自治法第242条第2項に規定する正当な理由が必要となる。

この正当な理由があると認められるのは、「住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができない場合」や、「当該行為が秘密裡になされたことにより、客観的に知ることが困難であった場合」等とされている。

本件請求にかかる政務調査費の收支報告書は平成17年度分については、平成18年6月30日、平成16年度分については平成17年6月30日には閲覧可能となっている。

收支報告書及び支出関連資料に基づき、監査請求出来る程度に調査する必要があるとしても、それぞれ法律で規定された期限内に監査請求することは十分可能であり、また、支出及び確定が済んで1年以上経過して監査を求める理由も記載されておらず、平成16年度分及び平成17年度分政務調査費の支出並びにその額の確定から1年以上経過して請求書が提出されたことについての正当な理由を見いだすことは出来ない。

(2) 政務調査費

政務調査費は地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号）により法制化（平成13年4月1日施行）されたものである。

その理由は、地方議会の活性化を図るために、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であることから、地方議員の調査活動基盤の充実を図るために、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて情報公開を促進する観点から、その用途の透明性を確保しようとしたものである。具体的な規定として、自治法第100条第13項で「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」こと及び同条第14項で「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」ことがそれぞれ定められている。

この法改正に伴い、本県においても和歌山県政務調査費の交付に関する条例（平成13年和歌山県条例第34号。以下「交付条例」という。）及び和歌山県政務調査費の交付に関する規程（平成13年3月31日制定。以下「交付規程」という。）が制定され、平成13年4月1日から施行されている。

ア 政務調査費の概要

(ア) 政務調査費は各会派及び議員に支給される。

(イ) 会派に係る政務調査費は、月額3万円×議員数（毎月1日における各会派の所属議員数）

※平成19年度より月額3万円。平成18年度までは月額6万円。

(ウ) 議員に係る政務調査費は、月額27万円×議員数（毎月1日に在籍する議員に交付）

※平成19年度より月額27万円。平成18年度までは月額24万円。

- (イ) 平成17年度より、1件5万円以上の支出の場合には領収書の写し又は支払証明書の写しを提出する必要がある。(ただし、会派に対するものは、事務費及び人件費、議員に対するものには事務所費、事務費、人件費については必要なし。)
- (オ) 各会派及び議員に交付された政務調査費の支出に関する証拠書類等の整理保管については、規定により、各会派の政務調査費経理責任者及び議員が行い、使途については、会派及び議員に支出される政務調査費について、次のとおり定められており、会派及び議員は使途基準に従い使用しなければならない。また、残余が発生した場合は知事に返還しなければならない。
- (カ) 会派についての政務調査費の使途基準

項目	内容
調査研究費	会派が行う当該団体の事務並びに地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派が行う研修会及び講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費・機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会議費	会派における各種会議に要する経費 (会場費・機材借上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本費、原稿料等)
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広報費	会派が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事務費	会派が行う調査研究にかかる事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費等、通信費等)
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

- (キ) 議員についての政務調査費の使途基準

項目	内容
----	----

調査研究費	議員が行う当該団体の事務並びに地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	団体等が行う研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費 (会場費・機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会議費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費 (会場費・機材借上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本費、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広報費	議員が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)
事務費	議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費等、通信費等)
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

イ 政務調査費の基本的な交付手続について

- (ア) 議員が会派を結成し、政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、別に定めるところにより、会派結成届を議長に提出しなければならない。
(交付条例第5条第1項)
- (イ) 議長は、前条第1項の規定により、会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受けようとする議員について、毎年度4月10日までに、別に定めるところにより、知事に通知しなければならない。
(交付条例第6条第1項)
- (ウ) 知事は、前条第1項の規定による通知に係る会派及び議員について、その年度分の政務調査費の交付の決定を行い、当該会派の代表者及び当該議員に通知しなければならない。
(交付条例第7条第1項)
- (エ) 会派の代表者及び議員は、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた後、毎

四半期に属する最初の月の20日までに、当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。ただし、1四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

(交付条例第8条第1項)

(オ) 知事は前項の規定による請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
(交付条例第8条第3項)

(カ) 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務調査費に係る収支報告書を、別記様式により、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。
(交付条例第11条第1項)

(キ) 知事は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費による支出(交付条例第10条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。
(交付条例第9条第4項)

(ク) 議長は、交付条例第11条の規定により提出された収支報告書の写しを知事に送付するものとする。
(交付規程第6条)

ウ 政務調査費の本県運用マニュアル等について

「和歌山県政務調査費運用の手引き」が議長より示され、平成17年度分政務調査費から適用されている。

これによると、政務調査費のうち、本件請求の対象となっている、広報費、人件費関係については、次のとおりの内容となっている。

6 広報費

○使途内容

議員活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費については、広報費として政務調査費を充当することができる。(ホームページ作成委託費、広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等)

○留意点

- (1) 議員活動の広報と政治活動の広報を区別すること。また、作成した紙面等に双方が併存している場合には、按分により政務調査費の充当額を算出することとする。なお、議員活動の広報については、住民の意見を議会活動に反映させることを目的に行われるものである必要がある。

9 人件費

○使途内容

調査研究を補助する職員を雇用する経費については、人件費として政務調査費を充当することができる。

(給料、手当、社会保険料、賃金等)

○留意点

- (1) 人件費における政務調査費の充当額の算出については、雇用者の勤務実態にあわせるものとし、勤務実態が政務調査とその他の業務の双方が併存している場合は、政務調査にあたる従事割合を勘案して按分により政務調査費の充当額を算出するものとする。
- (2) 雇用単価については、社会通念上妥当な範囲の額であることとする。
- (3) 職員雇用にあたっては、雇用期間、就業時間、給与額等が記載されている雇

用契約書を取り交わすものとする。

また、親族の雇用も可能ではあるが、一般的には誤解を招きやすいことから、源泉徴収、所得税等の税制上の対応は当然のこと、雇用関係についても疑義が生じることがないよう、雇用条件等を明確にするものとする。

エ 議会事務局はこうした考え方を踏まえて、政務調査費のうち、広報費、人件費の解釈及び取扱いについて、次のように見解を述べている。

(政務調査費の原則)

議員(会派)が行う調査研究活動に要する経費に使途されるもの。

各自治体の条例では、政務調査費の主な使途は、議案の審査や政策提案等に要する調査研究活動と解されている。

(広報費)

会派(議員)が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動に要する経費(広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等)

議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費については、広報費として政務調査費を充当することができる。(ホームページ作成委託、広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等)

「議会活動」とは、狭義には、「本会議及び法律上の委員会への出席並びに委員派遣及び議員派遣に基づく視察等である」とされ、その外「議員活動」として「議員活動とは直接関係なく、当該団体の事務に関し調査、研究するための活動や住民に対する議会報告や住民意志の把握のための活動」があり、「政治・選挙活動」として「党员としての活動や自己または同一政党の国会議員や党の選挙に関する活動」があると解されているが、政務調査費への充当については、狭義の「議会活動」及び「議員活動」を併せて「議会活動」として政務調査費への充当を可能としている。

なお、議員活動のうち公費が支出されるものは当然充当できない。

(人件費)

会派(議員)が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費である。

調査研究を補助する職員を雇用する経費については、人件費として政務調査費を充当することができる。(給料、手当、社会保険料、賃金等)

オ 平成18年度会派への政務調査費の支出について

交付決定 平成18年 4月18日 総額3,096万円

(7会派)

変更交付決定 平成18年 6月30日 「無所属クラブ」解散

交付決定額72万円を18万円に減額

交付決定 平成18年 8月18日 「民主党県議団」、「環境平和の会」の会派結成届

それぞれ交付決定額48万円。

変更交付決定 平成18年 9月25日 「民主党県議団」

交付決定額48万円から84万円に増額

「県政21」解散

交付決定額72万円を36万円に減額

平成18年度の議員への政務調査費の支出について

交付決定	平成18年 4月18日	総額12,384万円 (288万円×43議員)
交付決定	平成18年 8月18日	総額384万円 (192万円×2議員)

平成18年度会派及び議員への支出月日

支出月日	平成18年 4月24日 (第1四半期)
	平成18年 7月10日 (第2四半期)
	平成18年 8月30日 (第2四半期 補選當選者分)
	平成18年10月11日 (第3四半期)
	平成19年 1月10日 (第4四半期)

確定月日 平成19年5月14日

(ア) 政務調査費の各会派支出確定額の合計は、年度途中解散分も含めて9会派で28,795,406円であり、そのうち本件請求にかかる日本共産党和歌山県議団（以下「県議団」という。）の総支出額とその中の広報費、人件費の支出額は次のとおりである。

総支出額 2,792,586円 (残余金87,414円)

広報費 1,026,245円 人件費 99,983円

また、政務調査費の各議員への平成18年度支出額の合計は、120,556,569円であり、そのうち本件請求にかかる議員の総支出額とその中の広報費、人件費の支出額は、

村岡キミ子元議員

総支出額 2,792,585円 (残余金87,415円)

広報費 440,240円 人件費 1,843,945円

藤井健太郎議員

総支出額 2,792,585円 (残余金87,415円)

広報費 495,540円 人件費 1,608,426円

雜賀光夫議員

総支出額 2,792,585円 (残余金87,415円)

広報費 945,655円 人件費 1,431,885円

松坂英樹議員

総支出額 2,792,585円 (残余金87,415円)

広報費 853,675円 人件費 1,393,701円

となっている。

なお、雜賀光夫議員の收支報告書については広報費の充当分が修正され、

総支出額 2,637,815円 (残余金242,185円)

広報費 790,885円 人件費 1,431,885円

となっている。

(3) 政務調査費（「広報費」、「人件費」）の各議員の平成18年度支出について、違法・不当な支出が認められるか否かの判断基準

この判断について、監査委員は、原則として次に述べる考え方、基準により実施した。

ア 政務調査費の当否の判断基準

政務調査費は自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、交付条例が制定され、平成13年より施行されている。

交付条例によれば、毎年度、議長は政務調査費の交付を受けようとする議員について、

4月10日までに所定の様式により知事に通知し、知事は通知のあった議員について交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない。(交付条例第6条及び第7条)

知事は財務会計を適正に執行し、不適正な場合は是正する等の責務を有し、政務調査費についても当然その対象となるものであるが、交付条例第12条では政務調査費の適正な運用を期すため、議長が必要に応じ、調査を行うこととしている。このことは、本来議員の自由と自律に委ねるられべき政務調査の領域に立ち入って執行機関である知事が調査をし、適否の判断まですることは控え、議会の長である議長の判断を尊重するという立法趣旨である。監査委員はこうした趣旨をふまえ、監査を実施し、判断を行った。

従って、監査委員の判断は、議会の長である議長が定めた「交付規程」及び「和歌山県政務調査費運用の手引き」により支出の適正、不適正を判断することとした。

「和歌山県政務調査費運用の手引き」では次のとおり使途が定められている。

運用について3点の考え方が示されている。

- 1 実費弁償の原則
- 2 按分に当たっての指針
- 3 年度精算の原則

特に按分に当たっての指針においては、政務調査費の対象となる調査研究活動と政党活動等他の活動の両面を有する場合、各活動の時間割合その他合理的な方法による実績に応じた按分により行うこととされている。

次に個別の使途項目については次のとおり示されている。

1 広報費

議会活動及び県政に関する政策活動に要する経費については、広報費として充当することが出来る。

2 人件費

職員を雇用する経費については、人件費として充当することができる。留意点して勤務実態が政務調査とその他の業務の双方が併存している場合、従事割合を勘案して按分することにより算出する。雇用単価については社会通念上妥当な範囲の額とする。

雇用に当たっては、雇用契約を取り交わすものとする。親族の雇用は可能であるが、誤解を招き易いことから疑義が生じることがないよう雇用条件を明確にする。

上記の基準に基づき、監査請求のあった個別の請求については次のとおり監査を行った。

広報費

- 1 議員活動の広報と政治活動の広報を区別しているか。紙面等で併存している場合適切に按分されているか。
- 2 住民の意見を議会活動に反映させる目的があるか。

人件費

- 1 雇用契約が締結されているか。
- 2 他の事務と併用している場合、適正に按分がなされているか。
- 3 社会通念上妥当な範囲の額であるか。なお、参考に県人事委員会調べでは、平成17年4月における県内平均高校卒事務員初任給は15万2,943円、平均給与は29万3,320円(38.6歳)である。

(4) 会派及び各議員についての判断

上記(3)の基準により、被請求会派及び各議員の平成18年度政務調査費(「広報費」、

「人件費」の支出について違法・不当な点が認められるか否か個別に判断する。(記載順については請求書記載のとおり)

ア 県議団

広報費

有限会社機関紙宣伝センターは、学校通信、市民運動、労働生協等機関紙の企画、レイアウト、印刷等を業務としており、また、株式会社ウイングについては、印刷を業務としている会社である。

有限会社機関紙宣伝センターの領収書、株式会社ウイングの振込利用明細書、振込受付書については、いずれもその支出の元となる請求書又は得意先元帳の写しにより注文内容等を照合するとともに、実際の成果物たる印刷物についても、県政等に関するアンケート、県政・市政だより等、政務調査費の広報費が充当可能なものであることを確認した。(なお、日本共産党和歌山市議団(以下「市議団」という。)と共有している議会だより等については適正に按分もなされていることを確認した。)従って、不適正な支出は認められない。

人件費

県議団雇用の政務調査活動用の補助員1人(平成18年4月から8月までと、9月以降は別人)が雇用されている。雇用の事実については賃金台帳、健康保険・厚生年金保険資格取得確認書及び標準報酬決定通知書等で確認し、政務調査用であることについては「日本共産党和歌山県議団事務局員規定」で確認した。従って不適正な支出は認められない。

なお、この人件費については、県議団及び県議団所属の議員が負担しており、会派の支出については、全額県議団雇用の人件費へ充当している。

イ 村岡キミ子元県議

広報費

有限会社機関紙宣伝センターの領収書については、その支出の元となる請求書写しにより注文内容等を照合するとともに、実際の成果物たる印刷物についても、議会だより等政務調査費の広報費が充当可能なものであることを確認した。(なお、市議団と共用しているもの等については適正に按分もなされていることを確認した。)従って、不適正な支出は認められない。

人件費

人件費は全額県議団へ支出。独自の雇用はない。

ウ 藤井健太郎議員

広報費

有限会社機関紙宣伝センターの領収書については、その支出の元となる請求書写しにより注文内容等を照合するとともに、実際の成果物たる印刷物についても、議会だより等政務調査費の広報費が充当可能なものであることを確認した。(なお、市議団と共用しているもの等については適正に按分もなされていることを確認した。)従って、不適正な支出は認められない。

人件費

人件費は全額県議団へ支出。独自の雇用はない。

エ 雜賀光夫議員

広報費

有限会社機関紙宣伝センターの領収書については、請求書写しにより注文内容等

を照合するとともに、実際の成果物たる印刷物を確認した。このうち、一部については政務調査費を充当しないこととし、自主的に減額修正された。

従って、不適正な支出は認められない。

なお、修正部分は、次の(ア)(イ)の 2か所である。

(ア) 2006年8月9日付けの有限会社機関紙宣伝センター発行の領収書にかかる 10,000 枚の名刺代のうち、6,700 枚については、アンケート調査に添付して使用したが、政務調査費を充当することは自ら不適切と判断し、その部分の充当額を減額。

(イ) 2007年2月26日付けの有限会社機関紙宣伝センター発行の領収書にかかる広報紙については、政務調査活動の広報には該当しない部分があると判断し、政務調査費を半額充当に減額。

人件費

県議団雇用の補助者への支出及び独自の雇用あり。

雇用契約書あり。

独自の雇用については、平成 18 年 4 月、同年 5 月～同年 11 月、平成 19 年 3 月とそれぞれ別人を雇用しているがそれに政務調査活動の補助者としての雇用契約書があり、不適正な支出は認められない。

才 松坂英樹議員

広報費

有限会社機関紙宣伝センターの領収書については、その支出の元となる請求書写しにより注文内容等を照合するとともに、実際の成果物たる議会報告等の印刷物について確認した。また、日本共産党和歌山県南地区委員会は、印刷等の機能及び職員を持ち、十分印刷に対応出来るものであり、日本共産党和歌山県南地区委員会の領収書に対応する議会特集号等各成果物についても確認した。これらのいずれも、政務調査費の広報費が充当可能なものであることも確認した。

おって、平成 18 年度政務調査費の支出額は、請求者指摘の有田民報号外（2007 年 2 月発行）を含まず収支報告書の額と一致しており、これについては、政務調査費が充当されていないことも確認した。従って、不適正な支出は認められない。

人件費

県議団雇用の補助者への支出及び独自の雇用あり。

雇用契約書あり。

1 人雇用

政務調査活動の補助者としての雇用契約書があり、不適正な支出は認められない。

各議員の監査の結果は以上のとおりであり、請求人の請求には理由がなく、主文のとおり判断する。

第 5 監査委員意見

地方分権の時代を迎え、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中、地方議会が果たす役割は益々重要となり、議会としてもこれまで以上に、審議・政策立案能力を高めることが求められている。同時に、それぞれの議員にあっても行政の質的、量的な増大に伴い、地方行政のみならず国内外にわたる幅広くかつ専門的な知識や政策提案能力が要求されている。

政務調査費は、こうした議会及び議員の要求を踏まえ、必要な調査研究活動を支援するため制度化されたものであり、その運用に当たっての基本的な考え方は、議員の自由と自律を尊重し、議会

自らが適正な運用を図るべきであるとされている。

現に、県議会における一般質問や委員会質疑において政務調査に基づく調査研究活動の成果が積極的に反映されるケースも多い。

知事は、政務調査費制定の趣旨からも議員の調査研究の詳細な内容報告等は求めるべきでなく、監査委員も同様の認識に立って判断するところであるが、行財政の適正執行に対する県民の厳しい指摘を考慮するとき、経費節減の努力を求めるとともに、以下の点について一層の改善を求めるものである。

1 使途基準の明確化

今回、広報費の一部について、自主的に減額修正がなされているが、判断基準である「和歌山県政務調査費運用の手引き」においては必ずしも、支出基準や経費の按分等について明確な指針が示されていない。

このため、具体的な支出基準や按分の考え方等についてより明確なガイドラインの作成が望まれる。

2 透明性の確保

政務調査費収支報告書の提出については、交付規程第5条において「1件50,000円以上のすべての支出（会派にあっては事務費及び人件費、議員にあっては事務所費、事務費、人件費を除く。）について領収書の写し又は支払証明書の写しを提出しなければならない。」としている。

透明性の一層の確保を図るため、事務所費や人件費に係る契約書等関係書類の提出を義務づけるとともに、提出が求められている領収書や支払証明書の下限の見直し及び開示の基準、方法等の改善を図ることが望まれる。

3 審査の厳正化

交付条例では「議員（会派）は、政務調査にかかる収支報告書を議長に提出しなければならない。」「議長は必要に応じ調査する。」と規定し、その使途及び内容についての審査を議長に委ねている。

実際の業務を担当し、書類等の審査等に当たる議会事務局にあっては、提出された書類等の審査に当たってより一層入念な対応が望まれ、議長においてもより厳しい調査が出来る環境づくりに努めるよう求めたい。

なお、今回監査対象となった「広報費」「人件費」以外の政務調査費の使途項目についても、調査活動にかかる個人情報の保護は当然考慮されねばならないが、いささかなりとも県民の信頼感を損なうことのないよう適正な運用と審査に努められたい。

議員及び議会が今後とも自由と自律性を持ってより一層積極的な調査研究活動を展開されることにより県民一人一人が、議員活動に一層関心を高め、開かれた県政のもと、県民、議会、行政一体となって「元気な和歌山」実現に取り組まれることが最も望まれるところである。

平成 19 年 8 月 27 日 (月曜日)

別紙 政務調査費支出一覧表

(1) 広報費

	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度	合 計
日本共産党県議団	¥ 587,796	¥ 528,060	¥ 1,026,245	¥ 2,142,101
村岡 キミ子	¥ 346,600	¥ 397,913	¥ 440,240	¥ 1,184,753
藤井 健太郎	¥ 397,800	¥ 352,912	¥ 495,540	¥ 1,246,252
雜賀 光夫	¥ 509,171	¥ 694,023	¥ 945,655	¥ 2,148,849
松阪 英樹	¥ 1,348,300	¥ 1,137,566	¥ 853,675	¥ 3,339,541

(2) 人件費

	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度	合 計
日本共産党県議団	¥ 355,593	¥ 909,341	¥ 99,983	¥ 1,364,917
村岡 キミ子	¥ 2,168,576	¥ 2,187,598	¥ 1,843,945	¥ 6,200,119
藤井 健太郎	¥ 1,802,899	¥ 1,753,592	¥ 1,608,426	¥ 5,164,917
雜賀 光夫	¥ 1,932,786	¥ 1,795,454	¥ 1,431,885	¥ 5,160,125
松阪 英樹	¥ 935,627	¥ 1,224,690	¥ 1,393,701	¥ 3,554,018